相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市南浜町四丁目四番、最後の住所宮城県石巻市新橋三番二三号　新橋ハイツ一Ｆ　被相続人　亡　葛西久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

宮城県石巻市鋳銭場八番二三号　日和ビル三階　萩総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　樋渡　宏平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県相馬郡小高町村上字西谷地四〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　村津　シウ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

福島県相馬市中村字田町二番地の一さくらビル二階弁護士法人ブレインハート法律事務所相馬オフィス　相続財産管理人　弁護士　髙橋　俊樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区東大泉一丁目四五三番地一、最後の住所東京都練馬区東大泉一丁目一九番一―一〇三号　被相続人　亡　冨岡　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小金井市緑町二丁目三〇七四番地、最後の住所東京都小金井市緑町二丁目一三番七号　被相続人　亡　鴨下　正勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市浦賀三丁目二五番、最後の住所神奈川県横須賀市長浦町二丁目二八番地パルメゾン長浦一〇一　被相続人　亡　田中　哲彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

神奈川県横須賀市大滝町一丁目二一番地ジュネス横須賀二階横須賀総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　望月由佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県加茂市大字下条丙六八五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙田　廣志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

新潟県燕市東太田二八六三―二　エステート七　一階　弁護士法人北辰法律事務所県央事務所　相続財産管理人　弁護士　齋藤　貴介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所滋賀県大津市柳川二丁目一三番四号　被相続人　亡　大山正一こと　金　根達

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

事務所滋賀県草津市野路一丁目四番一六号ＭＮＫ―３ビル五〇二号あけぼの法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小原　卓雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県愛知郡愛荘町豊満八一四番地、最後の住所滋賀県東近江市小田苅町九六三番地　被相続人　亡　北岸　則之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

事務所滋賀県東近江市八日市上之町二番七号ウイング八日市二階八日市法律事務所　相続財産管理人　弁護士　湯浅　浩明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市青山台三丁目二七番、最後の住所大阪府吹田市津雲台一丁目一番四―一四一五号　被相続人　亡　浅井　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

大阪府大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三号　相続財産管理人　弁護士　井上　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市中井町津々二二一番地、最後の住所岡山県倉敷市安江三二八番地二　被相続人　亡　爲定　泰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

事務所岡山県岡山市北区富田町二丁目一二番一六号センチュリー富田町ビル六階　相続財産管理人　弁護士　佐藤　弘一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市落合町阿部二七〇一番地、最後の住所岡山市北区桑田町一一番一二―三一三号　被相続人　亡　木尾　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

事務所岡山市北区南方二丁目八番二五号大三ビル三階　岡山合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宝利　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県笠岡市神島外浦二八〇三番地二、最後の住所岡山市南区新保四七六番地七　被相続人　亡　掛谷　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

事務所岡山市北区南方一丁目五番二号奥村ビル三階　相続財産管理人　弁護士　秋山　裕史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　前田　長平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十七日

高知市丸ノ内一丁目六番二号丸の内タムラビル三階丸の内法律事務所　相続財産管理人　弁護士　本澤　友彬